

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和7年4月22日

名古屋国税局長

記

公売の 日 時	参加申込期間	令和7年4月23日	13時00分から	令和7年5月7日	17時00分まで
	買受申込期間	令和7年5月19日	13時00分から	令和7年5月21日	13時00分まで
公 売 の 場 所		KSI官公庁オークション(https://kankocho.jp)			
公 売 の 方 法		インターネット公売による期間競り売り（公売公告別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）			
公売保証金の提供期限		令和7年5月7日	17時00分		
本人確認に必要な書類 の 提 出 期 限		令和7年5月15日	17時00分		
最高価申込者決定の日		令和7年5月23日	10時00分		
最 高 価 申 込 者 決 定 の 場 所		名古屋国税局			
売 却 決 定 の 日 時		令和7年6月13日	10時00分		
売 却 決 定 の 場 所		名古屋国税局			
買受代金の納付期限		令和7年6月16日	14時00分		
権 利 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。			
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。			
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。			
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を名古屋国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当 局 特 別 整 理 第 一 部 門 に あ り ま す。			
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者			
そ の 他 公 売 条 件 等		公売公告別紙のとおり 公売公告別紙は、名古屋国税局 1 階ロビーに備え付けてあります。			
公 売 財 産 の 表 示					
公 売 保 証 金					
見 積 価 額					

その他事項

- 1 一括売却
公売財産の表示が複数の物件を表示している場合は、その財産は一括売却する財産です。
- 2 公売の方法
 - (1) 公売はインターネットによる期間競り売りの方法で行います。参加しようとする人は、下部に記載のオークションサイトにて、売却区分ごとに参加申込みをしてください。
 - なお、参加申込期間内に参加申込みをしていない方は、その財産の競り売りに参加することはできませんので、ご注意ください。
 - (2) 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。
- 3 公売保証金の提供方法
公売保証金の提供は、指定された口座へ振込みをする方法又はオークションサイト上での納付保証委託契約をする方法のいずれかの方法により行います。
- 4 買受人等の制限
(1) 国税局長又は税務署長から公売会場への入場、入札等を制限されている者は、公売に参加することはできません。
- (2) 滞納者は、換価の目的となった自己の財産を直接・間接を問わず買い受けることはできません。
- (3) 過去2年以内に、国税庁のインターネット公売にて買受代金を支払わないう等の理由によりインターネット公売への参加を制限されている者は、公売に参加することはできません。
- 5 最高価申込者等の決定及び取消
最高価申込者の決定は、落札価額が最高価の価額である者に対して行います。最高価申込者の決定時に一定期間、申込者の氏名が国税庁「公売情報」ホームページに掲載されますので、あらかじめご了承ください。
- なお、公売財産が不動産であり、最高価申込者が暴力団員等に該当すると認められる場合、最高価申込者の決定を取り消します。
- 6 売却決定期日の延長
売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。
- 7 売却決定の取消し
次に該当する場合は、買受人に対して売却決定を取り消します。
 - (1) 買受代金を納付の期限までに納付しないとき
 - (2) 買受代金の納付前に公売財産に係る国税の完納の事実が証明されたとき
 - (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

- 8 公売保証金の国庫帰属等
買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その人が納付した公売保証金はその公売に係る国税に充て、なお余りがあるときは、これを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は国庫に帰属します。
- 9 権利移転の時期
公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。
 - (1) 農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理
 - (2) その他法令の規定により許可又は登録を有するものは、関係機関の認可又は登録
- 10 危険負担移転の時期
公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付された時です。
 - したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は、買受人が負担することとなります。
 - なお、農地等の危険負担移転の時期は、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理があった時となります。
- 11 権利移転の手続
 - (1) 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。
 - (2) 国税局長に登記等の嘱託を請求することができ公売財産（不動産等）の場合は、買受人は買受代金を全額納付した後、必要書類等を提出し、権利移転の登記等の請求をしてください。
 - (3) 権利移転の登録を買受人が自ら行う必要がある公売財産を買い受けた場合は、速やかに権利移転の手続を行ってください。
- 12 その他
その他インターネット公売については、国税庁ホームページ又はオークションサイトによるインターネット公売ガイドラインをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>
<https://kankocho.jp/>